

広島県選挙管理委員会告示第四十七号

平成二十一年八月三十日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙運動に関する支出の金額は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

選挙区	金額
第一区	一三、七八〇、五〇〇円
第二区	二四、九七七、七〇〇円
第三区	二四、三七〇、四〇〇円
第四区	二三、五一四、一〇〇円
第五区	二三、二〇八、七〇〇円
第六区	二四、〇七七、四〇〇円
第七区	二四、七三二、〇〇〇円